

令和5年度 安全報告書

1 輸送の安全に関する基本的な方針

(1) 如何なる時もお客様の安全確保が全てに優先する

(2) 如何なる時でもスペシャリストとしての自覚を持つ

お客様の安全安心を第一と考え、各部署がプロフェッショナルとしての判断で臨機応変の対応を求めます
其の判断が、たとえ会社の利益を阻害しようと安全の確保を最優先することを英断してください

(3) 関係法令の遵守

(4) 現在の人身事故「ゼロ」の継続

代表取締役 古市 啓悟

2 令和5年度 輸送の安全に関する目標および達成目標

	安全目標	達成状況
1	重大事故ゼロの達成	0件【達成】
2	人身事故ゼロの達成	0件【達成】

3 事故に関する統計

1	人身事故の発生(有責)	0件
2	重大事故(報告事故)の発生	0件
3	車内事故の発生	0件

4 令和5年度 輸送の安全のために講じた措置

下記のとおり輸送の安全に関する重点施策を設定し取り組みました

- 業務管理者の資質向上を図るため研修等への積極的な参加
- 安全性の向上を図るための設備や装備の充実
- 社内の安全対策の意思統一を図るための定期的な会議の開催
- 乗務員教育、緊急事態を想定した訓練等の実施
- 現場の意見を聞くための意見交換会の開催

5 令和5年度 輸送の安全に関する教育および研修の実施

(1)乗務員教育(指導及び監督指針に基づく教育)

指導及び監督指針に基づく教育(14項目)、特別教育(高齢運転者教育)を実施

(2)乗務員研修等

①冬季シーズンが始まる前の雪道教習・タイヤチェーン教習



②ドライブレコーダー映像を使用の研修会、ヒヤリ・ハット事例発表検討会の実施



③労基法(改善基準告示)に関する教育

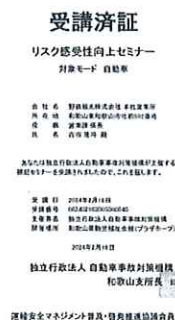


(3)業務管理者教育

①運行管理者の一般講習、整備管理者講習の受講

②ナスバの安全マネジメントセミナーを受講

受講済証



6 令和5年度 内部監査の結果ならびに講じた措置

令和5年度は「安全最優先」を最優先とする基本方針に基づいて、安全管理体制の確認や運輸安全マネジメントの実施状況等の内部監査を委託した社員等において貸切バス事業者安全性評価認定制度の審査項目等に準じて行いました
改善事項等は社長へ報告し、これまで以上の安全管理体制の構築へつなげる事としました

なお、内部監査において指摘された内容で法令や社内規定等への不適合な内容は
ありませんでした

7 令和6年度 輸送の安全に関する目標および重点施策

令和6年度は、昨年に引き続き

重大事故・人身事故 0件

を年間の安全目標として掲げます

①安全管理体制の確立を図るための取り組み

- ・業務管理者の資質向上を図るための研修等への積極的な参加
- ・安全性の向上を図るための設備や装備の充実
- ・令和6年度の貸切バス事業者安全性評価認定制度の認定取得
- ・社内の安全対策の意見統一を図るための定期的な会議の開催

②乗務員の資質向上・法令遵守を図るための取り組み

- ・乗務員への中身のある安全教育・訓練の確実な実施と徹底
- ・模範となる優良運転者の評価(表彰等の実施)
- ・雪山を想定した訓練の実施

③社内コミュニケーションアップのための取り組み

・

8 安全管理規程・輸送の安全に係る情報の伝達体制その他組織体制

平成25年12月26日

近畿運輸局長 塚
(国土交通大臣 太田 恒宏 殿)

住 所 和歌山県海南市坂井1453番地1
氏名又は名称 野鉄観光株式会社
代表者名 代表取締役 吉 市 啓 信

安全管理規程設定届出書

このたび、安全管理規程を設定(変更)したので、道路運送法第22条の2第1項及び
旅客自動車運送事業運送規則第47条の3の規定に基づいて下記のとおり届け出ました。

記

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者氏名
野鉄観光株式会社
和歌山県海南市坂井1453番地1
代表取締役 吉 市 啓 信
- 2 営業予定日
平成25年12月27日

添付書類 1 設定した安全管理規程

別紙



実施すること。

- 2 持ち株会社及び傘下のグループ企業が協働に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する原則)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統括を遂行する。

- 一 安全統括管理者
二 運行管理者
三 整備管理者
四 その必要な責任者
- 2 統括支店長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、管内支店長を統括し、指導監督を行う。
- 3 支店長は、統括支店長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、支店内各課を統括し、指導監督を行う。
- 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病氣等を理由に本任に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

- 第九条 取締役のうち、旅客自動車運送事業規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。
- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者

野鉄観光株式会社 安全管理規程

目次

- 第一章 総則
第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程(以下「本規程」という。)は、道路運送法(以下「法」という。)
第二十二條の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、
もって輸送の安全の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の貸切バス事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内
において輸送の安全の確保に主体的な役割を果たす。また、現場における安全に関する
声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の
確保が最も重要であるという意識を醸成させる。

- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan-Do-Check-Act)を確実に
実施し、安全対策を不届に見直しことにより、全社員が一丸となって業務を遂行す
ることにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報
については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を醸成し、関係法令及び安全管理
規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講ずること。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、
共有すること。
- 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に

を履行する。

- 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- 二 身体が故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難にな
ったとき。
- 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する情報を怠る等により、安全
統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすお
それがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意
識を醸成すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を確実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監
査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べ
る等必要な改善の推進を図ること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成
すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施
する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に
行うことにより、輸送の安全に関する情報が客時適時に社内において伝達され、共有さ
れるよう努める。また、安全に係るような事象を発生した場合には、迅速したり、
隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適時な対応を図る。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体
制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内のある必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指導等を行う。
- 4 自働車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第十四条 第五十条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指示する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じて、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認められる場合には、輸送の安全の確保のために必要な設備に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

2 悪質な法令違反等により重大な事故を犯した場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

（情報の公開）

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自働車事故報告規則第二条に規定する事故に関する情報、安全管理層級、輸送の安全のために講じた措置及び関係する措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び関係する措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業年度の経過後百日内に外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

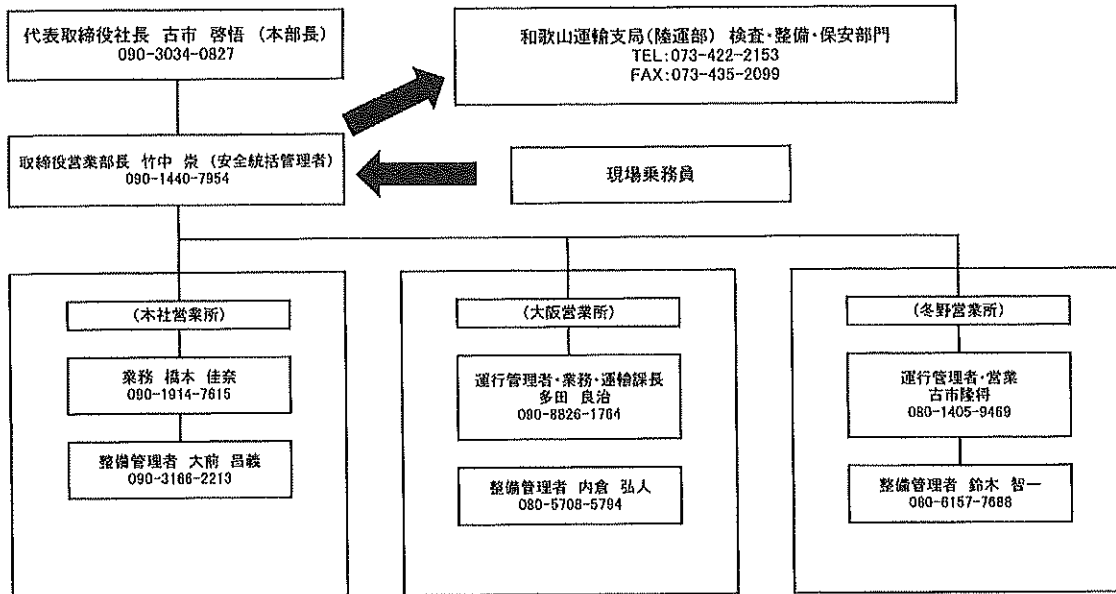
（輸送の安全に関する記録の管理）

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっては会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

野鉄観光株式会社緊急連絡網



9 安全統括管理者

営業部長 竹中 崇